

伊予市告示第 197 号

伊予市低入札価格調査要領を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

伊予市長 武 智 邦 典

伊予市低入札価格調査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊予市が一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知を行い、競争入札により工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札にあっては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「最低価格入札者」という。）の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するための基準を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が 3,000 万円以上のもの及び総合評価落札方式により落札者を決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 対象工事の入札を執行するときは、入札参加者に本要領を提示し、適用事項を周知するものとする。

(調査基準価格の設定)

第 3 条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の算定により定めるものとする。

(1) 設計金額のうち、別表第 1 に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて

得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。
なお、これらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- (2) 前号の規定にかかわらず、特別なものについては、予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額から 10 分の 7 を乗じて得た額の範囲内で別に定めることができる。

2 調査基準価格を定めたときは、予定価格書に併記するものとする。

(入札の執行)

第 4 条 対象工事の入札執行において、開札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回るときは、入札執行者は、当該最低価格入札者の落札決定を保留し、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第 5 条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了したときは、調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る入札をした者（以下「調査対象者」という。）の全員から当該入札に係る工事費内訳書及びその他必要な書類を提出させ、低入札価格調査を実施するものとする。

- 2 低入札価格調査は、次に掲げる内容について、調査対象者のうち、最低の価格を持って入札した者（総合評価落札方式による入札にあっては、最高の評価値をもって入札をした者。以下「落札候補者」という。）からの事情聴取及び関係機関への照会により行うものとする。

- (1) 工事費内訳書（詳細）

- (2) その価格により入札した理由

- (3) 手持ち工事の状況

- (4) 対象工事箇所と調査対象者の事業所等との関連（地理的条件）

- (5) 手持ち資材の状況

- (6) 資材の調達に関する事項

- (7) 手持ち機械の状況

- (8) 労務者の供給に関する事項

- (9) 過去に施工した公共工事等の実績

- (10) 経営状況

- (11) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

(12) 下請予定の状況

(13) その他必要な事項

3 低入札価格調査は、入札担当課長及び工事設計担当課長が必要と認めた職員をもって行うものとする。

(失格判定基準の適用)

第6条 前条の規定にかかわらず、調査対象者が別表第2に掲げる失格判定基準に該当する場合は、当該調査対象者を失格とする。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。

(審査及び落札者の決定)

第7条 低入札価格調査を実施したときは、その調査結果を伊予市競争入札参加者指名協議会に諮り、落札候補者と契約を締結するか否かを審査するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定する。

3 第1項の審査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該落札候補者を失格とする。

4 第6条及び前項の規定により落札候補者を失格としたときは、失格者を除くその他の入札参加者のうち最低価格入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第5条からこの条までの規定と同様の手続を行い、以後、落札者が決定するまで順次この手続を繰り返すものとする。

5 第2項の落札候補者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第8条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者及び落札価格を入札参加者全員に通知するものとする。

(調査対象者との契約等に係る措置)

第9条 調査対象者が落札者となった場合は、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 契約保証金は、請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。

(2) 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とすること。

(3) 建設業法第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任

技術者の配置が義務づけられている工事においては、次のとおり技術者を配置すること。

ア 同法同条第 3 項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 4,500 万円以上（建築一式工事にあつては 9,000 万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置すること。

イ 請負代金額 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

（監督体制の強化）

第 10 条 調査基準価格を下回る入札をした者を落札者として契約を締結したときは、工事設計担当課長は、当該契約工事について監督体制を強化し、適正な施工の確保に努めなければならない。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 調査基準価格算定項目（第 3 条第 1 号関係）

区分	算定項目
土木工事	(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	(1) 直接工事費の 10 分の 9 に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 直接工事費の 10 分の 1 と現場管理費の合計に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建築工事以外の電気、電気通信及び上下水道工事に係る機械器具設置工事	(1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 機器費に 10 分の 9.2 を乗じて得た額 (5) 一般管理費に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

備考 この表に定める額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第 2 失格判定基準（第 6 条関係）

区分	失格判定基準
全ての対象工事	(1) 低入札価格調査に必要な書類の提出を行わないとき及び事情聴取に応じないとき。 (2) 入札に係る工事費内訳書の内容が、次に掲げる条件のいずれかを満たしていないとき。 ア 設計書に計上した数量及び仕様を満たしていること。 イ 労務単価が法定最低賃金を下回っていないこと。 ウ 建設廃棄物の適正な処理方法及び処理費用が計上されていること。 エ 工事費内訳の合計額が入札価格と合致していること。 (3) 入札に係る工事費内訳書の内容が、次に掲げる条件のいずれかを満たしていないとき。 ア 直接工事費が、設計金額における直接工事費の 90 パーセント以上であること。 イ 共通仮設費が、設計金額における共通仮設費の 80 パーセント以上であること。 ウ 現場管理費が、設計金額における現場管理費の 80 パーセント以上であること。 エ 一般管理費が、設計金額における一般管理費の 30 パーセント以上であること。 オ 機器費が、設計金額における機器費の 81 パーセント以上であること。